第三十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同項第一号中「第二十五条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二十八条」を「第五十二条」に改め、同項第二号中「第二十五条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

（手数料の額等）

第三十一条　法第三十二条第一項の規定により匿名予防接種等関連情報利用者（法第二十五条に規定する匿名予防接種等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名予防接種等関連情報（法第二十四条第一項に規定する匿名予防接種等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに五千九百円とする。

2　前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第三十二条第一項の規定により支払基金等（法第三十一条に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第三十二条　法第三十二条第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　都道府県その他の法第二十四条第一項第一号に掲げる者

二　法第二十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、前号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。第四号及び第六号において同じ。）を受けた者

三　法第二十四条第一項第二号に掲げる者のうち、同号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金（第五号において「補助金等」という。）を充てて行うものに限る。）を行う者

四　法第二十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

五　法第二十四条第一項第三号に掲げる者のうち、同号に定める業務（補助金等を充てて行うものに限る。）を行う者

六　法第二十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

七　前各号に掲げる者のみにより構成されている団体

2　厚生労働大臣は、匿名予防接種等関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第三十二条第一項の手数料を免除する。

3　前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名予防接種等関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第三十一条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第二十四条第一項の規定による匿名予防接種等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、支払基金等）に提出しなければならない。

附　則

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十六号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項及び第七十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号ハ(4)中「若しくはアレルギー疾患」を「、アレルギー疾患若しくは睡眠障害」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十七号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「いう。」を「いう。以下この号及び」に、「の」を「」を利用する厚生労働大臣又は同項の規定により匿名医療保険等関連情報の」に改め、同条第二号中「いう。」を「いう。以下この号及び」に、「の」を「」を利用する厚生労働大臣又は同項の規定により匿名診療等関連情報の」に改め、同条第三号中「いう。」を「いう。以下この号及び」に、「の」を「」を利用する厚生労働大臣又は同項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の」に改め、同条第四号中「いう。」を「いう。